

# 措置通知書

都市整備部 住宅課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>① 市営住宅アスベスト含有調査業務委託契約において、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていなかった。</p> <p>3. 財産管理事務</p> <p>① 行政財産目的外使用許可申請（継続）において、佐世保市財務規則第238条第3項で「…許可期間の更新を受けようとする者には、許可期間満了の日前30日までに行政財産使用継続許可申請書を提出させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものがあった。</p>	<p>本業務については、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱に基づく業務として副市長専決事項とすべきところ、要綱の認識不足により、アスベスト含有調査の結果によって工事工程が決まるという点で「工事に係る調査業務」にあたると判断してしまったため、部長専決で決裁を受けていたものです。今回の指摘を受けて、令和元年12月12日に副市長の決裁を受けました。</p> <p>今後は、関係部署と業務内容を確認のうえ、専決事項を誤ることのないよう周知徹底しました。</p> <p>行政財産目的外使用許可申請は、ご指摘のように許可期間の更新を受ける場合、許可期間満了の日前30日までに行政財産使用継続許可申請書を提出させなければならない、とされているにもかかわらず、申請者との連絡がつかなかった等のため、期限までに提出させることができませんでした。</p> <p>今後は、期限までの提出が遅れると見込まれる場合は、相手方と早めに接触し期限内に提出させるよう周知徹底しました。なお、期限内に提出がなされなかった場合は、原則、継続使用を認めないこととします。</p>

# 措置通知書

都市整備部 公園緑地課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 年度当初から1年間の公園使用許可にかかる公園使用料において、佐世保市財務規則第66条の2ただし書きで「債権金額が年額で定められているものにあつては4月30日以前の日を…納期限と定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が5月1日以降となっているものがあつた。</p> <p>2. 契約事務</p> <p>② 佐世保市長串山公園の利用料金において、同公園条例第8条第3項で「指定管理者は、利用料金の額を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、市長の承認を得ないまま利用料金の額を変更して徴収していた。</p>	<p>前回の監査において同様の指摘を受け、課長をはじめ関係者により規則等の再確認を行い事務の適正な処理に努めていました。</p> <p>しかしながら、今回の事務処理に際しても、組織としてのスケジュール管理が不十分であったため、相手方からの公園使用許可申請書提出は2月末までになされていたものの、当該許可にかかる事務処理に時間を要し、公園使用料の納付書発送が遅れたことに伴い、納期限も5月1日以降で設定したものです。</p> <p>今後の事務の適正処理を図るため、令和元年11月21日に課内の関係者により勉強会を実施し、規則の周知徹底を行うとともに、当該事務にかかるスケジュール管理を適正に行うためチェックシートを作成し適正化に努めてまいります。</p> <p>長串山公園の指定管理者は、佐世保市長串山公園条例の規定に基づき市長の承認を受けて利用料金の額を定め徴収を行っていましたが、つつじの花の見頃が過ぎた頃、利用者から利用料金が高いとの意見が急増したため、市長の承認を受けないまま金額を変更し徴収していたものであり、承認を受けなければならないとの認識はあつたものの、事務手続きを行うことを失念していたものです。</p> <p>令和元年11月27日に指定管理者と関係職員とで関係法令及び協定の内容を再確認しました。</p> <p>今後、指定管理者と市の連絡を密にし、指定管理者においては適正な手続き及び報告を行うよう指導し、市においては手続き及び書類の確認を徹底することとしました。</p>

# 措置通知書

都市整備部 公園緑地課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 財産管理事務</p> <p>② 公園使用許可(占有許可)において、許可書に記載された許可期間が、都市公園法第6条ほかの規定された許可期間を超えているものがあつた。</p> <p>③ 土地賃貸借契約において、佐世保市事務処理規程第7条第5号で「不動産の貸付けに関すること(職員駐車場に関するものを除く)」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあつた。</p>	<p>天神公園における公園使用許可(占有許可)において、都市公園法第6条ほかの規定されている占有期間の認識不足により、法令に規定された期間を超えて許可を行ったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和元年11月21日に課内の関係者により勉強会を実施し、法令の周知徹底を行いました。</p> <p>また、当該許可については、法令の規定に基づき、令和元年12月10日に許可の内容を変更(許可期間の変更)しました。</p> <p>長串山公園における土地賃貸借契約において、佐世保市事務処理規程第7条第5号の規定の認識不足により、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和元年11月21日に課内の関係者により勉強会を実施し、規則の周知徹底を行うとともに、部長決裁を令和2年1月23日付けで受けました。</p>